

## 北九州市東部農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

北九州市東部農業委員会  
会長 井手尾 秋義

### 第1 基本的な考え方

「農業委員会等に関する法律」第7条1項に基づき、北九州市東部農業委員会にかかる表記指針を下記のとおり定めます。

同法では、農業委員会において「農地等の利用の最適化の推進」が法定業務として明確に位置づけられました。

北九州市東部農業委員会が担当する北九州市東部地区は、水稻作が中心の門司区・小倉南区東部地区と水稻作と園芸作物の組み合わせが多くを占める小倉南区南部・西部からなっています。それぞれの地域によって気候条件や水利関係などに特徴があるため、地域の営農組織や農家はその特長を生かした農地の利用や営農類型を確立しています。

そのため、地域の強みを活かし、農地の利用を最適化するためには、それぞれの地域の実態に合わせた対策が求められています。農業委員と農地利用最適化推進委員が協力して担当区域ごとの農地利用の最適化を積極的に進めていくため、北九州市東部農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は、3年ごとの農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選時期に合わせ、目標設定の考え方や取組方法について、検証・見直しを行うこととします。

また、単年度の具体的な活動目標については、「農業委員会事務の実施状況等の公表に基づく目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

### 第2 具体的な活動目標

#### 1 遊休農地の解消目標

##### (1) 目標設定の考え方

遊休農地は、本市においても拡大傾向にあります。正確な面積を把握できていないのが実態です。今回の目標設定については、これまでの遊休農地実態調査と農地面積により算出します。 単位：ha

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地面積の割合 (B/A)
現状 (H29.12月現在)	1,982	12.9	0.65%
3年後の目標 (H32.3月現在)	1,975 (推計)	10.9	0.55%

注：「管内の農地面積」（市全体の面積）は、農地台帳面積によります。  
「遊休農地面積」は、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画によります。

【目標設定の考え方】 3 年間に 2.0ha の遊休農地の解消とします。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ① 農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地パトロール（農地利用状況調査）を実施し、法に基づく農地利用意向調査と東部農業委員会独自の注意喚起を行います。また、会長・副会長を中心に地元委員とともに強化パトロールを行い、情報や課題を共有し、所有者・耕作者への一層の働きかけを行います。
- ② 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を実施します。
- ③ 農地中間管理機構への貸し付けを実施します。  
利用意向調査の結果を受け、農地所有者の意向を踏まえた農地の利用関係の調整を行います。

2 担い手への農地の集積について

(1) 目標設定の考え方

北九州市農林水産業振興計画（平成 28 年度～32 年度）の具体的な取組として「主要施策 2 生産環境の整備」の中で「農地利用の最適化の推進」を定めています。

その中で「人・農地プラン」や「農地中間管理機構」等を活用した担い手等への農地集積を推進するため平成 35 年度末の目標値を定めています。

東部農業委員会においても、市とともに目標の達成を目指します。

【参考】人・農地プラン策定地区

門司、曾根、朽網、東谷、西中、石田、母原、山田

(2) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (ha) (A)	集 積 面 積 (ha) (B)	集 積 率 (%) (B/A)
現 状 (平成 29 年 12 月)	1,982	186.8	9.42
目 標 (平成 32 年 3 月)	1,975	196.8	9.96
北九州市農林水産 業振興計画目標 (平成 33 年 3 月)	2,310 (推計)	335	14.5

注：管内の農地面積及び集積面積（現状・目標）は、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画による。

(3) 担い手への農地の集積へ向けた具体的な取組み

ア 農業委員と農地利用最適化推進委員による活動について

関係機関との相互連携を深め、貸し手・借り手(担い手)の意向等の情報収集に努めます。また、農地の担い手への集積を加速させるため、農業委員と推進委員が「人・農地プラン」に基づく集落での農業者等の話合いに留まらず、担当区域の話合いの場に積極的に参加します。

イ 農地の利用権設定について

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進し、農地の利用集積を加速します。

ウ 農地中間管理機構との連携について

農地の担い手への集積を積極的に進めるため、農地中間管理機構との連携に努めます。

エ 門司区猿喰地区での「猿喰農地利用協議会」が行う農地の効率的な活用を図るための活動や、恒見地区が行っている集落を活性化するための活動等を積極的に支援します。

※別添「担い手への農地の利用集積へ向けた具体的な取組み(実績)」

オ 上記以外の地区においても、農地の効率的な活用に向けた取組みを積極的に支援し、農地利用の最適化について、関係機関と協議する場の設置に努めます。

### 3 新規参入の促進について

(1) 目標設定の考え方

北九州市農林水産業振興計画（平成 28 年度～32 年度）の具体的な取組として「主要施策 1 多様な担い手の育成」の中で「新規就農者の確保」を定めています。参入目標値は、過去 3 年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな参入数とします。

本市農業委員会においても、「平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の中で、下記の目標を定めています。

(2) 目標値

参入目標数	参入目標面積
2 経営体	1.0ha

(3) 具体的な取り組み

本市、JA、県等で構成される、地域営農協議会農政対策部会（月 1 回開催）との連携を通じて、関係機関との連携を図り、農業就業希望者等の情報の収集及び提供に努めます。